

熊本県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき平成30年5月8日に提出された住民監査請求について、審査の結果を公表する。

平成30年6月5日

熊本県監査委員	濱田 義之
同	竹中 潮
同	氷室雄一郎
同	田代国広

## 平成30年5月8日付け住民監査請求に係る審査結果について

1 請求人  
(略)

2 請求書の提出日  
平成30年5月8日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

私が2018年4月20日に熊本市内の金融機関支店で行った相続発生に伴う預金払出し手続きの際、被相続人の出生から死亡までの連続した全ての戸籍謄本の提出を求められたことから、不当かつ違法な人権侵害行為に当たると感じ、支店との間で直接話をしてもらおうべく、その場で人権同和政策課に架電した。しかし、電話対応した人権同和政策課の相談員は、こちらが名前を名乗っているにもかかわらず、名前を名乗らなかったうえ、相談者の心痛を理解しようとし、**「相続に関する手続きは、行政書士会に相談ください」**と、相談員としては不適切なアドバイスであった。

今回の私に対する回答から判断して、相談員は平素より相談事務を誠実に執行しておらず、また組織長である課長は相談業務管理を怠っていることが十分に推察される。このことは、普通地方公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき事務を課している地方自治法第138条の2に違反している。

このような相談員を雇用し報酬を支払い続けることは、県民への背信行為であり、損害を与えているのは明白である。

外部監査人は知事に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

- ① 資質を欠き、能力もなく、業務をまともに行っていない相談員、相談員として任命した者及び監督義務を怠っている人権同和政策課長につき給与返金、停職あるいは解雇を知事に勧告すること。
- ② 外部の一団体に過ぎない熊本県行政書士会への相談アドバイスがなされた状況から判断して、当団体と相談員あるいは人権同和政策課との間に紹介料の授受が行われていると推察せざるを得ない。その有無の調査を知事に勧告すること。
- ③ 違法・不当な公金の支出防止のため、あわせて既に行われた不正行為摘発のためにも、監査委員から人権同和政策課に対して、組織（人権同和政策課）の目的を再確認させた後、業務プロセスに関する報告書の提出を命じ、当該報告書について相談業務に関して適切に行われているか否か外部監査委員による監査と評価を行い、その結果を公表することを知事に勧告すること。

当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

(2) 請求書添付書類

事実証明書①新聞投稿原稿（省略）

事実証明書②金融機関宛ての質問書（省略）

4 審査の結果

本件請求を却下する。

5 理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の職員等について、公金の支出、財産の取得・管理・処分等財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、住民が監査を求め、損害の補てん措置等を請求できる制度である。

本件監査請求において請求人が求めている措置は、①当該職員等の給与の返金、停職あるいは解雇、②人権同和政策課と熊本県行政書士会との間の紹介料授受の調査の実施、③人権同和政策課に相談業務プロセスに関する報告書を提出させ、相談業務が適切に行われているかの監査の実施であるが、①で求めている措置のうち、停職、解雇という懲戒処分については、人事行政上の行為であり、財務会計上の行為に該当しない。②の紹介料の授受については蓋然性を示す資料が提出されておらず、財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的に示されているとは言えない。③については、相談業務は行政上の行為であり財務会計上の行為に該当しない。

また、請求人は、当該職員は平素より相談事務を誠実に執行しておらず、組織長である課長は相談業務管理を怠っていることが十分に推察され、普通地方公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき事務を課している地方自治法第138条の2に違反していると主張し、請求措置の①で当該職員の給与の返金を求めている。

請求人は、電話相談した際に当該職員が名乗らなかったこと、請求人の真意を聞き取ろうとせず行政書士会を紹介したこと等の対応から判断し、平素より相談事務を誠実に執行しておらず違法であると主張しているが、給与は業務の執行に対し支払うものであり、県には任命行為に基づき支払義務がある。当該職員に対し懲戒処分が行われていないことから、給与支給に違法性はない。請求人から給与支給が違法・不当とする客観的資料は提出されておらず、違法性・不当性を疑わせる事実の主張又は理由を具体的、客観的に摘示されているとは言えない。

なお、請求人は、本件請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、地方自治法第242条に定める要件を具備する場合に限り行うものである。